

ハンセン病問題に係る全国的な意識調査及び調査に関する検討会の運營業務等一式 実施要領

1 趣旨・目的

厚生労働省は、未だ残るハンセン病に対する偏見差別について、現在の状況とこれをもたらした要因を分析・解明し、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行う「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための検討会」の開催等を行ってきた。令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための検討会 報告書」が取りまとめられたところである。

当該報告書において、ハンセン病問題に関する全国的な住民の意識調査が一度も実施されていない現状が指摘されている。ハンセン病問題に関する全国的な住民の意識調査を実施し、ハンセン病に係る偏見差別の現状を正確に分析することは、また、今後必要とされるハンセン病問題の施策を検討する上でも、極めて重要なものである。

2 事業の内容

ハンセン病問題に関する全国的な住民の意識調査を実施するため、以下の業務を行う。

(1) ハンセン病問題に係る全国的な意識調査に関する検討会の開催及び議事運営

① 基本的事項

別紙「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査に関する検討会運営要綱（案）」に基づき、検討会の開催・運営を行うこと。（頻度は調査項目検討の進捗によるが、オンラインを基本とし、必要に応じて、一部の開催において対面とすることも可能とする。年間8回以上とする。）

開催案内を各委員及び厚生労働省に通知すること。

② 検討会委員の任命等

委員の候補者（厚生労働省が別途示す者。）に対して委嘱状を送付し、委員として任命する旨の通知を行うこと。

③ その他運営事務

検討会に出席した委員に対し、謝金（委員 19,600 円／回程度）を支払うこと。

オンラインツールについては、「zoom」による接続とする。

対面により開催する場合には、各委員の意向を確認の上、会場を確保すること。また、旅費（国家公務員等の旅費に関する法律に準ずること。）を支払うことができるものとする。

委員からの求めに応じて、検討会について事前説明を行うこと。

なお、謝金及び旅費については、本契約とは別に、実費を支払うものとする。

(2) 事務局機能

本事業における事務局機能を継続的に維持すること。

検討会での決定や求めに応じ調査・分析、資料収集及び報告書等のとりまとめを行う必要があることから、事務局として、調査・分析業務の知識・経験を有する常勤職員を1名以上確保するとともに、必要に応じて事務職員を配置すること。

(3) 調査実施及び調査結果分析等

①調査方法

原則として、インターネットモニター調査とする。ただし、抽出するインターネットパネル登録モニターについては、検討会等で議論の上、受託者は本調査に適したものを選択すること。また、調査時期についても、検討会等の議論により決定するものとする。

②調査対象者及びその範囲等

原則として、サンプル数 20,000 人以上とする。ただし、検討会等の議論により決定するものとする。

③調査結果分析等

原則として、調査結果は単純集計、5軸程度のクロス集計を行うものとする。ただし、検討会等の議論により決定するものとする。

検討会における議論等を踏まえ、ハンセン病問題に係る全国的な意識調査の調査実施・調査結果分析を行うこととし、回答入力データ及び調査結果データ等を付した上で、報告書として取りまとめを行うこと。

調査に関する疑義が生じた場合は、厚生労働省に相談すること。

その他調査実施に必要な経費（事務局職員の旅費、通信運搬費、印刷製本費等）を支払うこと。

3 事業の実施期間

契約日から令和6年3月29日まで

4 留意事項

受託者は、下記の項目について留意しなければならない。

(1) 検討会は、原則非公開とする。

(2) 本事業により知り得た情報については、講演、著書等、本事業以外の活動において個人のプライバシーへの保護等に配慮し、検討会の範囲を超えて公にしないこと。

(3) (2) は、本調査事業が終了した後も同様であること。

(4) 受託者は事業の実施に当たって委託者と緊密に連絡を取ることとし、疑義が生じた場合は委託者と協議すること。

(5) 委託事業実施計画書

受託者は委託者の定める様式に従い、契約締結時に委託者に対して委託事業実施計画書を提出するものとする。委託事業の実施に当たり計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときには、委託者に対してその旨届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。

(6) 事故等の報告

委託事業の実施に重大な影響を及ぼす事故その他重大な事件、人命に損傷を与える事故等が発生したときは、受託者は、臨機の措置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を委託者に報告することとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

検討会の開催等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に必要な措置（十分な規模の会場や各委員との十分な距離の確保、オンラインの活用等）を講じること。

(8) 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ① 委託者の承認なしに第三者に提供してはならないこと。
- ② 個人情報が記された資料を事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- ③ 個人情報が記された資料は、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適切な方法で破棄すること。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示によること。
- ④ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。

(9) 再委託

- ① 受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ② 受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う事務又は事業の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。また、受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は、原則2分の1未満とすること。
- ③ 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、受託者は「再委託に係る変更承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- ④ 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商

号又は名称及び住所並びに委託を行う事務又は事業の範囲を記載した「履行体制図」を支出負担行為担当官に提出し、履行体制の把握に努めること。

- ⑤ 受託者は、秘密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- ⑥ なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

5 成果物

本事業完了後、以下の成果物を納品すること。

- ① 検討会開催経過、調査結果等をまとめた報告書 100 部（A4 サイズ、1 色刷り、簡易製本）（検討会委員へ 1 部ずつ送付する分も含む。）
- ② 報告書の原稿、回答入力データ及び調査結果データ等は、電子媒体（CD-ROM 等）でも 1 部提出すること。

納入期限は令和 6 年 3 月 2 9 日とする。

6 その他

- (1) 事業の実施によって得られるすべてに係る著作権、その他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。
- (2) 本実施要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、厚生労働省担当者と速やかに協議を行うものとする。

ハンセン病問題に係る全国的な意識調査に関する検討会運営要綱（案）

（目的）

第1条 ハンセン病問題に係る意識調査は、ハンセン病に係る偏見差別の現状を正確に分析することにより、今後必要とされるハンセン病問題施策の検討に資することを目的として設置する。

（検討会の設置・活動）

第2条 ハンセン病問題に係る意識調査に関する検討会（以下、「検討会」という）を設置し、ハンセン病に係る偏見差別の現状を正確に把握するための設問や調査対象者の範囲等の検討、調査結果の分析を行う。

（構成）

第3条 検討会の委員は、学識経験者（人権法学者、統計学者等）、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病家族訴訟原告団及びハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会の6名程度で構成し、受託者の長が選任する。

（資料開示）

第4条 厚生労働省は、検討会から求めがあった場合、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その保存する関係資料を原則としてすべて検討会に対し開示する。

（会議の公開）

第5条 検討会は原則非公開とする。ただし、検討会において必要と認めた場合においては、議事概要を公開するものとする。

（事務局）

第6条 検討会の運営事務は、受託者が行う。